

T & M NEWS

第338号

2023.11.20

税理士法人アリオン

[本社]
福岡市中央区渡辺通1丁目1-1サンセルコビル7階
TEL:092-724-1118・1128 Fax:092-724-1138

[東京事務所]
千葉県船橋市西船4-19-2第12花園ビル208
TEL:047-404-7328 Fax:047-404-7329

[栃木事務所]
那須塩原市下永田2丁目1045-3-D102
TEL:0287-46-5722 Fax:0287-46-5723

NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE

2023年厚生労働白書！コロナ後「共生社会」を目指す

本格的な人口減少時代に突入！
 「孤独・孤立化」も社会問題
 「つながり・支え合い」社会の推進！



「2023年版厚生労働白書」は人口減少やコロナ禍で浮き彫りとなった人間関係の希薄化を取り上げ、ポストコロナの令和時代に求められる「つながり・支え合いのある地域共生社会」の必要性を説いています。

今年の厚生労働白書



●厚労省になってから22冊目

「厚生労働白書」は厚生労働行政の現状や今後の見通しなどについて、広く国民に伝えることを目的としており、2023年度版は2001年（厚生省と労働省の統合）の発刊から数えて22冊目です。厚生省時代には「厚生白書」として1956年から毎年公表されています。

●今年はコロナ後の社会課題！

今年の白書はコロナ関連の話題が取り上げられていません。近年は社会保障が一貫したテーマでしたが、今年は社会福祉を巡る課題とその新たな対応策を提案しています。

<最近の厚生労働白書>

年版	発表日	サブタイトル
2017(平成29)	2017/10/24	社会保障と経済成長
2018(平成30)	2019/7/9	障害や病気と向き合い、全ての人が活躍できる社会に

2019(令和1)	発行無し	2020年に入り、コロナに忙殺されて発行見送りに。
2020(令和2)	2020/10/23	令和時代の社会保障と働き方を考える
2021(令和3)	2021/7/30	新型コロナウイルス感染症と社会保障
2022(令和4)	2022/9/16	社会保障を支える人材の確保
2023(令和5)	2023/8/1	つながり・支え合いのある地域共生社会

●目次から見えてくる現状の課題

その年ごとのテーマを設定している第1部では、ポストコロナの令和時代に求められる新しい「つながり・支え合い」を推進しています。

<今年の白書、主な目次を見てみると>

(第1部) つながり・支え合いのある地域共生社会

1. 社会保障を取り巻く環境と人々の意識の変化
人口の変遷・縮小する世帯や家族、地域社会の変化、人々の交流に対する意識
2. 福祉制度の概要と複雑化する課題
複雑・複合化で分野横断的な対応が求められる課題
3. つながり・支え合いある地域共生社会の実現
多様な新しいチャンネルを通じ、包括的な創出



(第2部) 現下の政策課題への対応 (抜粋)

1. 子どもを産み育てやすい環境づくり
2. 働き方改革の推進などを通じた労働環境の整備
3. 若者も高齢者も安心できる年金制度の確立
4. 国民が安心できる持続可能な医療・介護の実現など

●日本を100人の国としたら！

白書では、「日本を100人の国」と例えたデータも公表。



項目	2011～16年	2016～22年
65歳以上（75歳以上）	27.3(13.3)人	↑29.0(15.5)人
老齢年金の受給者は？	25.5人	↑27.7人
会社の健康診断「有所見」	24.3人	↑28.1人
日常生活の悩みに入る	47.7人	↑47.9人
健診・人間ドック受けた	67.3人	↑69.6人
病気・ケガで通院	39.0人	↑40.4人
生涯でガンになる（男）	30.7人	↑31.9人
生涯でガンになる（女）	24.1人	↑25.8人
習慣的に運動（20歳以上）	男15人・女11.7人	↑男女計28.7人

●日本で1日何件起きる?

「日本の1日」は、1日で起こる出来事の件数を調べたもので、興味深い資料です。

項目	2011~15年	2016~21年
生まれるのは?	2,755人	2,112人
亡くなるのは?	3,535人	4,299人
がんで亡くなるのは?	1,014人	1,057人
心疾患で亡くなるのは?	537人	638人
老衰で亡くなるのは?	232人	492人
1日当たり人口増減は?	▲780人	▲2,187人
結婚するのは?	1,740組	1,383組
離婚するのは?	620組	491組
デイサービス利用回数	398,508回	403,398回
ホームヘルパー利用回数	614,212回	875,521回

「人口100人でみた日本」同様、人口減少と高齢化の顕著な進展状況がみてとれます。

社会環境と意識の変化



●2070年には人口約3割減に!

日本の人口は2008年の1億2,808万人をピークに減少に転じています。2022年の総人口は約1億2,495万人ですが、2070年には約30%減少し、約8,700万人との推計が。

<2025年、団塊世代の全員が後期高齢者>

2022年の出生数は80万人を割り込むなど、急速に少子化が進展。一方、2025年には第一次ベビーブーム期(1947~49年)に生まれた「団塊の世代」全てが75歳以上の後期高齢者に。2040年には「団塊世代」のこども世代(団塊ジュニア)全てが65歳以上に。2070年には65歳以上が38.7%になる見通し。

●6割超の市区町村で4割減少?

「日本の地域別将来推計人口」(2018年推計)によると、2045年には62.1%の市区町村で

2015年に比べて15~64歳人口が4割以上減少し、40.7%の市区町村では、65歳以上の人口が増加すると推計されています。

●人口減少の市町村が増える!



同推計資料によると、人口5,000人未満の自治体は2015年には全体の14.8%でしたが、40年には24.1%を占めると見込まれ、少人口の市区町村の増加が顕著です。人口減少が進むことで、地域によっては福祉分野の専門人材の確保が難しくなることが心配されます。

<人口の大部分は大規模都市に集中>

2020年の国勢調査によると、市町村数の46.1%を占める「市」で人口の91.8%を占める一方、市町村数の53.9%を占める「町村」は人口の8.2%に過ぎず、市町村数の29.2%を占める人口5万人以上の市で人口の84.1%を占めており、日本の人口は大規模都市に集中していることが分かる。

●全世帯の約4割が単身世帯!



1世帯あたりの人数が減少も目立ちます。1人世帯、2人世帯が増加しており、人口規模の小さい市町村の増加もあって、家族や地域における支え合いの機能低下が懸念されます。

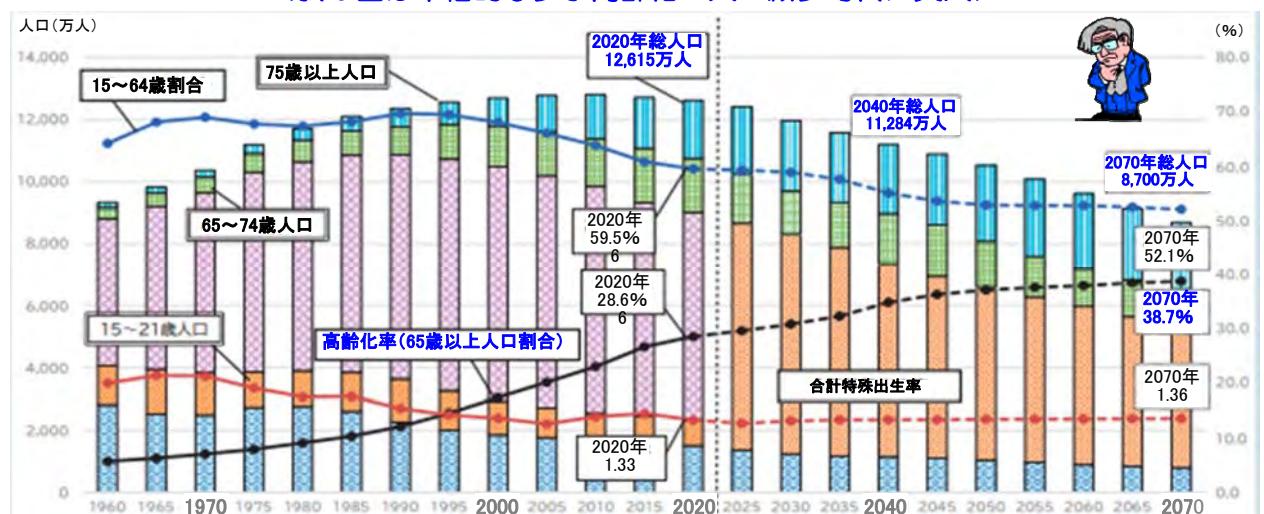
<世帯規模は長期的に縮小傾向> (推計)

	1990年	2020年	2040年
1世帯当たり人数	2.99人	2.21人	2.08人
単身世帯の割合	23.1%	38.1%	39.3%

●未婚率上昇、結婚しない若者たち!

未婚率は男女とも、どの年齢層でも長期的に上昇。若者の結婚意思をみると、「いずれ結婚するつもり」が90年代半ばは男性約85%、女性約90%でしたが、21年では81.4%、84.3%に。一方「一生しないつもり」は21年で男性17.3%、女性14.6%となっています。

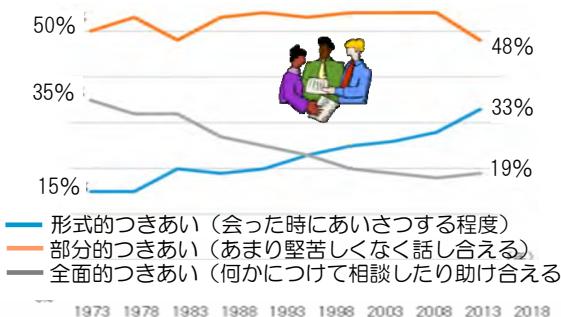
<我が国は本格的な少子高齢化・人口減少時代に突入>



●形式的な付き合いを望む?

地域では形式的な付き合いを望む人が増えています。1998年頃を境に「全面的なつき合い」と「形式的なつき合い」が逆転しています。

<隣近所の人とのつき合いとして望ましいもの>



●コロナ禍でさらに人間関係が!

コロナ禍において、約70%程度の方が「人と直接会ってコミュニケーションをとることが減った」と回答しています。

<コロナ禍におけるコミュニケーションの変化>



●孤独・孤立化で深刻化する諸問題

人間関係が希薄になる中、孤独・孤立の問題も顕在化しており、家族や地域のつながりが弱まることで表面化した問題に注目しています。

<「ひきこもり」と「8050問題」>

ひきこもりになってからの期間は**20%以上の人**が**7年以上**で、関係機関への相談経験は半数以上が「ない」と回答。ひきこもり状態の人がいる世帯で約半数の世帯が**複数(3個以上)の困りごと**を抱える。

高齢(80歳代)の親が、ひきこもりの子(50歳代)を支える「8050問題」も昨今、問題視されている。

<親・兄弟の世話をする「ヤングケアラー」>

世話をしている家族がいるのは小学生から大学生まで**約4~6%**。小中学生は幼い兄弟姉妹の世話をしているケースが最多で、大学生は母親の世話をしているケースが最多。父母の世話のケースは精神疾患や身体障害、日本語が第一言語でない場合も。

地域共生社会を目指して

●ポストコロナの令和時代に!

制度の狭間にあって、これまでの公的制度では支援が難しい問題に対応していくため、ポス

トコロナの令和時代における新たな「つながり・支え合い」が必要としています。



<包括的な「つながり・支え合い」>

世代や属性、支える側、支えられる側を超えて、包括的な「つながり・支え合い」を作り出すことが必要とし、多様なチャンネルを通じた共生社会の取り組みの事例が報告されている。

- 対象者を問わない包括支援
- 地域の居場所づくり
- デジタル活用の交流場所
- 生活全般の見守り支援

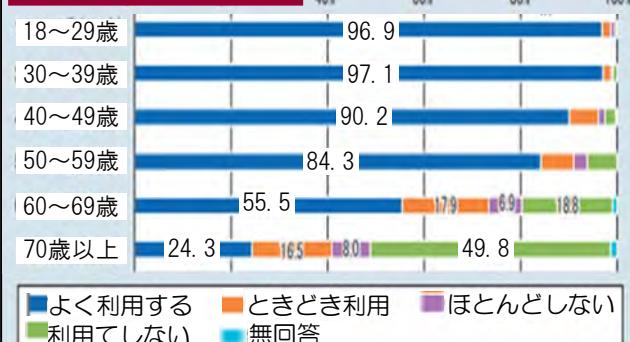
白書の閣議決定後、加藤厚労大臣は会見で「孤独・孤立は誰にも起こり得る。行政支援の整備だけでなく、地域における包括的な「つながり・支え合い」が重要になる」と説明。

●誰も取り残されない仕組みを!

デジタルを活用した、時間や空間を超えた「つながり・支え合い」も有効ですが、高齢者などがスマートフォンなどを利用できず、行政サービスを受けられない実態もあります。

<高齢者におけるデジタルデバイドの現況>

スマホやタブレット利用



- よく利用する
- ときどき利用
- ほとんどしない
- 利用していない
- 無回答

<26,000人のデジタル推進委員>

デジタル庁では高齢者や障害者などデジタルに不慣れな人を対象に、マイナンバーカード・マイナポータル、デジタルサービスの利用方法をサポートする国民運動としての「**デジタル推進委員**」を22年にスタート。23年5月時点で26,000人超を任命。

●「孤独・孤立」も社会問題!

地域共生社会の実現のために、「支える側」としての社会参加活動も必要です。NPO法人やボランティア団体、シルバー人材センター、企業などの多様な活動が実践されています。

<社会活動参加と孤独感の関係は?>

社会参加活動によるメリットは年齢ごとに特徴があり、40歳代以上は「地域社会に貢献できた」、20歳代は「社会への見方が広まった」、30歳代は「新しい友人ができた」が最も多い。

また、**社会参加活動に参加している人ほど「孤独感」が低い**という調査結果も出ている。

2018年、英国は世界で初めて「孤独担当大臣」を設置。国を挙げて孤独問題に取り組む英國の社会保障政策は良いヒントになりそう。

贈与制度の改正ポイントー上手な活用法は？

●新・相続時精算課税制度は使いやすく！

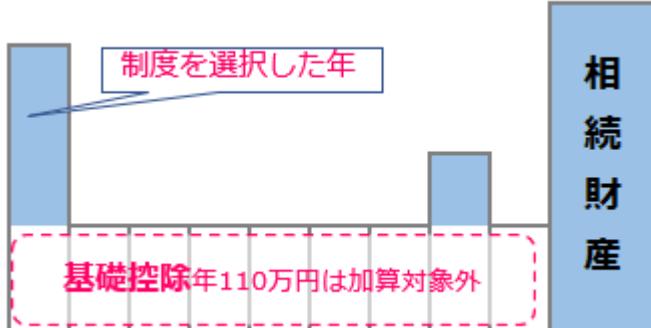
相続時精算課税制度は、累計2,500万円までの贈与は贈与税を非課税とする代わりに、相続発生時に相続財産に加算して相続税を課税するというもの。

高額な資産の生前贈与に利用しやすいものの、贈与者ごとの選択制で。一度制度を使うと暦年贈与ができなくなるのが難点でした。

相続時精算課税制度の概要

贈与者	60歳以上の父母／祖父母（直系尊属）
受贈者	満18歳以上の子、孫（直系卑属）
贈与税の計算方法	累計2,500万円まで非課税 超過部分×20%の贈与税
非課税枠	累計2,500万円まで贈与税非課税 年110万円以下の贈与は非課税
利用上の注意点	税務署長へ「相続時精算課税選択届出書」の提出が必要

改正で2024年から“基礎控除110万円”が登場。制度利用後も110万円以下の贈与には、贈与税も将来の相続税もかからずに済み、使い勝手は確実に良くなりそうです。



●これからの贈与を考える

◆贈与制度ごとの上手な活用法

暦年贈与は、今年いっぱいまでは加算期間が3年間で、駆け込み贈与も有効です。

一方、すでに相続時精算課税制度を利用中の方は、年明けの1月以降なら、申告手続きなしで基礎控除以下の贈与は“税負担ゼロ”で実行できることに。

◆「贈与管理」が重要な時代に！

加算期間の延長で、相続時精算課税制度の利用ひん度も高くなりそうです。

人生100年時代、●いつ、●誰が、●誰に、●どの制度を利用して生前贈与したかの管理が欠かせません。過去の贈与状況がわからなければ、遺言書の作成や追加贈与の検討の際に困るばかりか、最悪、将来の相続争いの火種を作りかねないので。

●暦年贈与の生前贈与加算期間が延長！

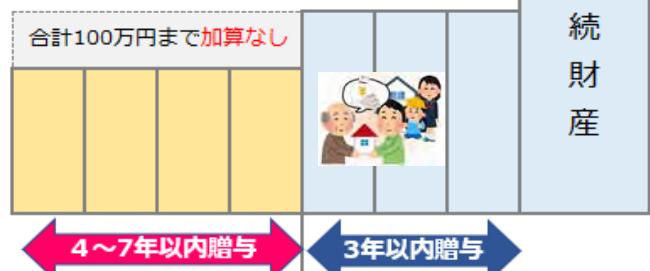
暦年贈与は“年110万円以下の贈与なら贈与税がかからず、家族だけでなく、誰に対しても使える贈与制度です。

ただ贈与後3年以内に相続が発生した場合、被相続人（亡くなった方）からの贈与財産を相続財産に加えて相続税を計算する“生前贈与加算”が必要。

来年1月1日以降は、この加算期間が7年に延長されて、相続税は実質増税になります。

生前贈与加算期間が7年へ延長

※4~7年前の贈与額合計から、
100万円を控除した残額が加算対象



<相続発生日と生前贈与加算期間の関係>

相続開始日	生前贈与の加算期間
2027年10月20日 (2024/1/1から2027/10/20)	3年 + 293日
2030年5月10日 (2024/1/1から2030/5/10)	6年 + 130日
2031年1月1日以降	7年分

2つの制度を比べてみると？

	暦年贈与	相続時精算課税
利用できる人	制限なし。 他人もOK。	直系親族限定、年齢制限あり。
事務手続き	届け出不要。 110万円超の贈与では、贈与申告が必要。	初年度に税務署へ届出。 以後110万円超の贈与年だけは申告が必要。
基礎控除以下贈与での税負担	なし。 ただし、生前贈与加算で相続税課税の可能性あり	なし。 生前贈与加算もなく、贈与税も相続税も課税なし
お勧め活用法	・相続しない孫への贈与 ・若い贈与者からの贈与 (生前贈与加算の心配が少ないため)	・高額資産の贈与 (1度に最大2,610万円を無税で贈与可能) ・値上りする資産の贈与 (値上り前の価格で相続税がかかるため)

※基礎控除は制度ごとに110万円。祖父から暦年贈与、父から精算課税贈与の組合せなら、非課税枠は計220万円に。